

令和元年第6回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和元年6月10日(月) 午後1時30分

2 閉会 令和元年6月10日(月) 午後3時1分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 なし

5 出席した農地利用最適化推進委員

7人

伊丹 良夫

山上 勲

浅野 信之

小橋 武史

小西 安彦

阿部 英志

若林 勤

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太

次長 前谷 学

主査 国橋 一輝

主任 平田 直美

7 議事録署名委員

12番委員

13番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

報告第21号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第22号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第23号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第24号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主任)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦労様です。

6月になり、とても暑くなってきております。また、田植えも真っ盛りになっております。

最近の社会情勢は、高齢者の交通事故など、様々な事件、事故が起きております。色々なことに注意を払ってやっていただきたいと思います。

先般、5月27日と28日に全国農業委員会会長大会に出席をさせていただきました。

内容といたしましては、地域の農地を活かした担い手を応援する全国運動を推進するための申し合わせ決議ということで、「農地利用の最適化の推進に全力を挙げての取り組み」、「農地制度の厳正な執行の徹底」、「市町村及び各機関とともに農地利用の最適化の取り組み」、「農地利用の意向把握の徹底」また、「人・農地プランで地域の話し合いのなかで、中心的な役割」、「農業経営の合理化、生きがいのある経営環境の支援」、「地域の声を取りまとめた意見の提出への積極的な取り組み」、「農業委員会の体制強化」、「農地利用最適化交付金の活用」、「女性や若い農業者の登用の促進」等でありました。

現在、全国には1,703の農業委員会があります。旧体制の農業委員が、35,060人に対し、新体制の農業委員と農地利用最適化推進委員を合わせて、41,117人になります。内訳といたしましては、農業委員が、23,277人、推進委員の方が、17,840人ということになります。そのうち女性の農業委員が少し増えております。旧体制では、2,655人で、新体制では、2,758人ということになっております。

私は、委員の皆様へ農地を守っていただきたいと思います。そのような活躍をしていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

それでは、ただ今より令和元年第6回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員15人、農地利用最適化推進委員の方には、7人の方へ出席をいただいています。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、12番委員、13番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よろしく願いいたします。

【議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第26号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

なお、受付番号10番であります。受けの方が市外の方であります。本来ならば、総会へ出席していただくのですが、地元農業委員等から営農をきちんとされていることが確認できました。よって、総会への出席を求めないと判断したことを報告いたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

(農地担当)

事務局から、提出されている議案について説明があります。

(主査)

受付番号9番につきまして、申請後に渡し人が亡くなりました。

現在、相続人により遺産分割の協議がなされております。

処理につきましては、農業委員会へ遺産分割の書類が提出され次第、行いたいと思います。

【受付番号7番】

(農地担当)

それでは、7番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、受け人が総社の方になっております。受け人の父親が平成26年に亡くなりました。その後、久代で農業をされておられます。渡し人の方は、平成26年に病気になられて、施設へ入院をされております。所有している田を処分しているところであります。

地元としては、受け人の方は、現在も耕作をされており問題はありませんので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

地元の農地利用最適化推進委員の浅野委員からお願いをいたします。

(浅野委員)

9番委員の報告のとおりであります。

地元としては、何ら問題はありません。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(2番委員)

1反あたりの値段が気になるのですが。

(9番委員)

渡し人の方は、他にも農地を持っておられたのですが、今回の農地は、湿田で条件が一番悪い所
であります。近所の方は、タダでも要らないという農地であります。

条件が悪い農地であることから、渡し人は無償でもいいからと言っていたのですが、無償という
ことではいけないということで、この金額になったものであります。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

7番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、7番は許可されました。

【受付番号8番】

(農地担当)

続きまして、8番、長良の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員)

受け人の方につきましては、耕作面積が6町弱となっております。両親と一緒に農業をされてお
られます。作付けは、●●の周辺もされておられます。

申請人の方は、一生懸命に農業をされておられる方で、他の方の乾燥、調整などもなされておら
れます。渡し人の●●さんは、住所が県外になっています。今回、ちょうど渡し人が長良へ帰られ
たことから、今回の申請になったものであります。

地元としては、受け人の方も農業を積極的にされており、問題はありません。

よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

8番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、8番は許可されました。

【受付番号9番】

(農地担当)

続きまして、9番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

事務局からの説明にもありましたように、渡し人の方は亡くなりました。現在、相続の手続き中であります。

受け人の方は、47年間農業をされており、営農もきちんとされておりまして。

地元としては何ら問題ありません。

(農地担当)

地元の農地利用最適化推進委員の小橋委員からお願いをいたします。

(小橋委員)

12番委員の報告のとおりであります。

現在も申請地は、管理されている状態です。

地元としては、何ら問題はございません。

以上です。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

9番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、9番は許可されました。

【受付番号10番】

(農地担当)

続きまして、10番、総社の件につきまして、地元委員として私が説明をいたします。

(3番委員)

申請地は、●●の部落地内になります。受け人の方の耕作面積が、5反程になっていますが、●●地区で親と一緒に大規模に農業をされておられます。

(農地担当)

地元の農地利用最適化推進委員の山上委員からお願いをいたします。

(山上委員)

受け人の方は、倉敷に住まわれておられますが、親と一緒に●●で大規模に農業をされておられる方です。受け人の方は、●●へ頻繁に帰られて親と一緒に農業をされておられます。

将来的には、親の後を継いで農業をしてくれるということでもあります。

地元としては、何ら問題はありません。

以上です。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

10番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、10番は許可されました。

【受付番号11番】

(農地担当)

続きまして、11番、井尻野の件につきまして、地元委員として私が説明をいたします。

(3番委員)

井尻野の農地ですが、この農地は、門田地区との境になります。

申請地の南側は、市街化区域であります。周辺は市街化が進んでいる地域になります。

申請地は、水が入りにくいということもあって、申請地の周辺は、だんだん荒れてきていました。今回の申請の受け人は、●●●●●●●●●●であります。渡し人の方は、ずっと耕作はされず、時々、草刈り等の管理をしているような状態でありました。

今回、渡し人の農地を別の場所で、受け人が耕作をしている関係もありまして、今回の申請の話になったものであります。

地元といたしましては、荒れている農地でありますので、どなたか耕作をしていただけるとかであればと思います。申請地は、水が入りにくいこともありまして、受け人へ確認をしたところ、まずは、草を刈ってやっていくということでありました。

荒れることが、解消できるのであれば問題ありません。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

11番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、11番は許可されました。

【受付番号12番】

(農地担当)

続きまして、12番、福井の件につきまして、地元委員として私が説明をいたします。

(3番委員)

福井の件ですが、昨年度にあった申請の続きになるかと思っております。

受け人の方は、大規模に営農をされている方でありまして、問題ないと思っております。

(農地担当)

地元の農地利用最適化推進委員の山上委員からお願いをいたします。

(山上委員)

受け人の方は、説明にもありましたように井手地区で米農家、大型農家であります。

農業用機械につきましても、コンバイン、トラクター、田植え機など所有しております。

地元としては、何ら問題ありませんので、よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(4番委員)

受け人の持分が括弧書されているのですが、この持分はどのようになるのですか。

(主査)

今回の申請は、4筆であります。

それぞれの筆の持分である、20分の4を受け人へ移転しようとする申請がされたものであります。現在は、渡し人の●●さんが、この4筆に対して、20分の4の持分を持っているということになります。

(4番委員)

今回の申請で、●●さんの持分が●●さんに移るといえることですか。

(主査)

そのようになります。

受け人の●●さんは、20分の8の権利を持っています。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(8番委員)

関連になるのですが、ここで受け人の持分が、20分の12になるということですか。

他に共有者がいるということですか。

耕作自体は、受け人の●●さんがされているということでしょうか。

(主査)

そのとおりであります。

(8番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

12番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、12番は許可されました。

【受付番号13番】

(農地担当)

続きまして、13番、三輪の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(5番委員)

三輪の申請の件であります。農業用倉庫の残地部分が70平方メートルほどあって、現在、畑として使用されています。

申請に至った経緯といたしましては、渡し人の方が高齢で管理が出来ないということで、受け人の方へお願いをしたところ、受けてくれるということで、今回の申請になったものであります。

受け人の方は、自作地は管理されております。それと営農組合でも活動をされておられます。

地元としては、全く問題ありませんので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

13番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、13番は許可されました。

【受付番号14番】

(農地担当)

続きまして、14番、三輪の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(5 番委員)

今回の申請に至った経緯を説明させていただきます。

受け人が所有している田のすぐ下側に渡し人の畑が段々畑のような状態であるのですが、渡し人の畑への道が狭く、農業をする機械や資材等の搬入に困っている状態でありました。このようなことを解消するために、今回の申請になったものであります。

受け人の方は農業もされており、地元としては、何ら問題はありません。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

14 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、14 番は許可されました。

以上で、議案第 26 号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第 27 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第 27 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について議題いたします。

なお、地元委員の説明時に隣地に関する説明もお願いをいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第 27 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

(農地担当)

受付番号 5 番の案件につきましては、申請書は提出されていますが、現在、申請書添付書類を補正中であります。よって、審議につきましては、今総会ではいたしません。次回以降の総会で審議することといたします。

【受付番号4番】

(農地担当)

それでは、5ページ、4番、久代の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

今月の5日に、会長、6番委員、小西推進委員、事務局とで現地確認を行いました。

久代の件について、報告をいたします。

現地は、東が池、西が田、南側が田と宅地、北側が田であります。

周辺への影響はないものと考えております。

以上です。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、地元委員からの報告をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきましては、5月13日に浅野推進委員と一緒に現地調査をいたしました。

現地調査の報告にもありましたように、東側は畑があって池、西は田、南は宅地と田、北側は田であります。

用水、排水につきましては、原状のまま太陽光を設置するということでもあります。雨水等は従来からの浸透による自然排水になります。日照、通風は南側に住宅がありますが、太陽光パネル設置による影響はないものと思われまます。土砂等の流出ですが、原状に大きな変更を加えないことから、心配はないものと思います。

総合判断といたしましては、隣地の承諾もあり、周囲の状況からして問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

地元の推進委員であります、浅野委員からお願いをいたします。

(浅野委員)

9番委員の報告のとおり問題ありません。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地ということから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(8番委員)

パネルがどれ位の位置に取り付けられているのか、北側の農地への影響が心配なのですが。

(農地担当)

事務局からお願いいたします。

(主査)

申請地は東西が長い農地になります。

パネルの位置ですが、申請書には境界から1メートル離すようになっております。

パネルの高さにつきましては、高い所で約3メートルになっています。

また、隣接する農地の所有者から承諾書も頂いております。

(農地担当)

事務局からの説明にもありましたが、隣地の承諾もあり問題ないものと思います。

(8番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

4番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、4番は許可されました。

【受付番号6番】

(農地担当)

続きまして、6番、楨谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況は、東側が道路、西が畑、南も畑、北側が墓地と宅地です。

周辺の農地への影響はないものと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(15番委員)

この案件につきましては、申請地に隣接するように墓地が設置されております。申請人は以前から墓地への通路及びその管理地として使用をしていたものであります。

現地は、かなりの高低差があるような所であります。東が道路、西が畑、南が墓地と畑、北が墓地であります。用水につきましては、今までどおりの状態で使用するので問題ないと思われま

す。日照、通風につきましては問題ありません。土砂の流出も問題ありません。

総合判断といたしまして、何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

この件につきましては、平成15年ごろに墓地が設置されております。申請人は、この墓地へお参りするための通路及びその墓地の管理地として、手続きをしないまま使用していたということで、始末書も提出されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地ということから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(2番委員)

墓地の管理用地としては、大きいような感じがするのですが。

(農地担当)

事務局からお願いをいたします。

(主査)

申請地が、地元委員からの説明にもありましたように、道路から墓地までの高低差がかなりあるような所であります。そのようなことから、このような面積になったものであります。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

6番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、6番は許可されました。

【受付番号7番，8番】

【議案第28号 受付番号14番】

(農地担当)

続きまして、7番、三輪の件であります。次の8番の三輪の件、9ページの議案第28号の14番が関連する案件でありますので、一括審議させていただきます。

それでは、6ページ、7番、8番、9ページの14番の三輪の件につきまして、現地調査の報告と地元委員としての報告をお願いいたします。

(5番委員)

7番についてであります。東が宅地、西が雑種地、南が田、北が雑種地で道を挟んで宅地になっています。現地は、かなり昔から農業用倉庫が建っているような状態です。雨水排水、土砂等の流出について現在まで発生していないことから、問題ないものと思われま。

次に、8番についてであります。2筆ありますので、それぞれについて現地の報告をさせていただきます。●●●番●が、東が雑種地、西が田、南が水路を挟んで道路、北が雑種地、●●●番●が、東が雑種地、西が宅地、南が雑種地、北が水路であります。

地元委員として報告をさせていただきます。

●●●番●には、かなり前から住宅が建っております。その一部に農地が残っておりまして、その転用申請になります。次に、●●●番●につきましては、進入路としてかなり前から使用しております。2筆ともかなり以前から現在の状態で使用していたことから、周辺農地への支障はないものと思われま。

次に、9ページの14番であります。現地は、東が田、西が雑種地、南が水路を挟んで道路、北が雑種地になります。今回の申請は、現在、家への進入路として使用している部分が狭いことから、進入路の一部として拡張しようとするものであります。周辺農地への影響といたしましては、

用水、排水、日照、通風等につきましては影響がないと思われます。土砂の流出等につきましては、コンクリート擁壁を設置し土砂が流出しないようにしているため問題ないと思ひます。

以上であります。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願ひいたします。

(主査)

報告にもありましたように、7番の件であります、申請人の父親が約50年前に農業用倉庫を建てるにあたり、手続きをしないまま建てていたということで、始末書が提出されております。同じく8番につきましても、申請人の親が約50年前に手続きをしないまま宅地と進入路にしたものであります。これにつきましても始末書の提出がされております。9ページの第5条の14番につきましては、自宅への進入路が狭いということで、進入路の拡幅ということで申請がされております。

農地区分ですが、3件とも甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

これらの件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

6ページ、7番、8番、9ページの議案第28号の14番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号9番】

(農地担当)

それでは、9番、西郡の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況は、東が雑種地、西と南が田、北が道路になっています。

周辺農地への影響は、ないものと思われます。

以上であります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、地元委員からの報告をお願いいたします。

(14番委員)

この太陽光発電設備の申請につきましては、周囲の同意も得られていると聞いております。また、農地転用することによる周辺農地への影響もないということであります。

(農地担当)

地元の推進委員であります、阿部委員からお願いをいたします。

(阿部委員)

14番委員の報告のとおりであります。

周囲からも意見等はありません。

申請地の隣に畑があるのですが、山間なので、隣の畑といっても、1メートルぐらい高くなっています。南も西も高い位置になります。申請地が谷間であり、山も近いことから、周辺農地への影響はないものと思います。

以上であります。

(農地担当)

この件につきまして、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地ということから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

9番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、9番は許可されました。

【受付番号10番】

(農地担当)

続きまして、10番、清音三因の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況といたしましては、東が田、西が宅地、南が田、北側が水路を挟んで道路になります。

周辺への影響はないものと考えております。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの報告をお願いいたします。

(2番委員)

申請地は、昨年、農地中間管理機構を通じて申請人が取得したものであります。

この農地に育苗ハウス2棟を建てる計画であります。また、この周辺にも野菜を栽培しております。このようなことから、育苗ハウスや野菜の栽培に必要な農業用倉庫、休憩室、農業資材置場を設置するというので、今回の申請になったものであります。

地元といたしましては、農業用倉庫等を目的とした農地転用による周辺農地への影響であります。が、何ら問題ないと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

(農地担当)

地元の推進委員であります、若林委員からお願いをいたします。

(若林委員)

2番委員の報告のとおり、周辺農地への影響はないと思っております。

以上であります。

(農地担当)

この件につきまして、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により総社市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地ということで、農用地となります。例外許可規定といたしまして、農業用施設に該当いたします。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(4 番委員)

今回の申請人である●●●●●●●●●●は、どのような会社になるのですか。

(農地担当)

事務局からお願いいたします。

(主査)

野菜を栽培し、カット野菜などを販売している会社であります。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

10 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、10 番は許可されました。

【議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第 28 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号10番】

(農地担当)

それでは、8ページ、10番、久米の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況は、東が宅地、西が水路を挟んで道路、南側が水路、北側が畑になります。

周辺農地への影響はないものと考えます。

(農地担当)

地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

今回の渡し人は、昨年、怪我をされて農業を継続的にすることが難しくなり、今回の申請になったものであります。

(農地担当)

それでは、地元推進委員の伊丹委員から、報告をお願いいたします。

(伊丹委員)

申請地は、十年以上、作付けはされていないのではないかと思います。住宅地の中にポツンとある農地であります。このような状態であることから、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと考えております。

以上であります。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地ということから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

10番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、10番は許可されました。

【受付番号11番】

(農地担当)

続きまして、11番、宿の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況は、東側が道、西が田んぼ、南が道路、北側が田んぼであります。

周辺の農地への影響はないものと思います。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

位置図を見ていただければと思います。

申請地の東側に●●●●●●●●、西側に●●●●●●●●があります。その真ん中に、今回の申請地があります。この北側に田があるのですが、大半の田が耕作されていません。進入路がない田が大半でありまして、耕作されていない状況であります。

今回の申請地のすぐ南側、道路側には、以前に転用の申請がなされておりまして、既に2件、家が建っております。その一画の中に、今回の申請地があります。

農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、用水等につきましては、西側に田を隔てて水路がありますので、問題はありませぬ。排水につきましても、道路側のすぐ西側に側溝を造っています。宅地内へ桝を設けて、その側溝へ雨水を流す計画になっております。生活排水につきましては、道路へ下水道が完備されておりますので、それに接続するようになっております。日照、通風につきましては、2階建ての建物であります。高さが約8.8メートルであります。農地への影響はないものと思われます。土砂の流出につきましては、擁壁、コンクリートブロックを設置することから、流出等はないものと考えます。

以上のことから、地元としては問題ないと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

これらの件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

11番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、11番は許可されました。

【受付番号12番】

(農地担当)

続きまして、12番、三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況といたしましては、東側が宅地、西側が田んぼ、南側が道路、北側が田んぼになっております。

周辺の農地への影響はないものと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員から報告をお願いいたします。

(6番委員)

現況については、5番委員の報告のとおりであります。

農地転用することによる周辺の営農への支障ではありますが、用水については、北隣に田んぼがあります。その用排水については、その北側に用水路があり、それを利用しているということで問題ありません。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理をして、雨水は集水桝を設けて南側道路の側溝へ排水する計画であります。日照、通風についてであります。建物高さが7メートル程度、北側境界から1.5メートルから2メートル程度離して建築されるということで、農地への支障が

極力ないように留意するとしています。土砂の流出については、境界に土留めを設置して流出を防ぐようにしております。近隣の土地の所有者については、測量時の立会い時に了承を得ているようです。北側の田にも影響がほぼないということで、収量等に影響はないものと考えます。建築中も近隣に迷惑が掛からないように留意するということです。

以上のことから、特に問題ないと思います。

よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

12番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、12番は許可されました。

【受付番号13番】

(農地担当)

続きまして、13番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況といたしましては、東側が宅地、西と南が田んぼ、北側が水路であります。

周辺農地への影響はないものと考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

現況については、説明のあったとおりであります。

周辺農地への営農上の影響についてですが、用水については影響ありません。申請地からの生活排水は合併浄化槽で処理、雨水については沈殿柵を設けて水路へ、日照、通風についても予定建築物が木造二階建てですが、農地への支障はないように配慮するとしています。境界部分には、ブロック擁壁を設けて土砂の流出を防ぐ計画になっています。

総合判断として、近隣農地の用水路へ影響がなく、日照、通風、土砂の流出など、それぞれについて配慮されているので、特に問題はないと思います。

審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

では、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

13番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、13番は許可されました。

【受付番号15番】

(農地担当)

続きまして、15番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(5番委員)

現況としましては、東、西が宅地、南が宅地と道路、北側が田となります。

周辺農地への影響はないものと考えます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

周辺農地の状況は、説明のとおりであります。

周辺は北に田んぼがありますが、作付けをしていない、特に影響はないものと考えます。

用水、排水ですが、近隣農地への影響はありません。生活雑排水は合併浄化槽を設置して南側道路の側溝へ排水する計画であります。土砂等の流出についても土留めにより流出を防ぐようにしています。この申請地については、周りが宅地ということで分譲中の最後の物件ということになります。今までも、周辺農地への影響はなかったことから、特に問題ないと思います。

審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、15番は許可されました。

以上で、議案第28号の審議はすべて終了いたしました。

次に、報告事項に入ります。

【報告第21号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

報告第21号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第21号 報告書について朗読】

【報告第22号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第22号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第22号 報告書について朗読】

【報告第23号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第23号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第23号 報告書について朗読】

【報告第24号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当)

次に、報告第24号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第24号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

23ページ、24ページは、その他報告事項となっておりますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。本日の許可件数は、第3条関係が8件、第4条関係が6件、第5条関係が6件でありました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

ここで、約10分間の休憩をいたします。

【午後2時43分から午後2時55分まで休憩】

(農地担当)

休憩前に続き、会議を開きます。

【日程第4 その他】

(会長)

次に、日程第4のその他に入ります。

私から、総社市都市計画審議会委員の推薦について、委員の皆様にお諮りしたいことがあります。

令和元年5月15日付けで、総社市長片岡聡一から、総社市都市計画審議会委員の推薦依頼が農業委員会にありました。

これにより、農業委員会の委員の中から1名を推薦しようとするものです。

まず、総社市都市計画審議会についてご説明させていただきます。

総社市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき設置されているものです。この審議会の目的は、都市計画に関する事項について市長の諮問に応じ必要な調査及び審議を行うものであります。この審議会の委員は、学識経験を有する者、市議会の議員、関係行政機関の職員、市民の19人以内で構成されております。

総社市農業委員会からは、平成29年の農業委員の改選後、平成29年7月20日から令和元年5月31日までの任期で、11番委員を総社市都市計画審議会委員として推薦しておりました。

委員の方の中から、どなたかをと思います。

(3番委員)

続けて11番委員にお願いできればと思います。

私たちの任期が、来年の7月までですので、それまでの間、お願いできればと思います。

(会長)

委員の皆様、引続き11番委員へ私たちの委員の任期までという意見がありましたが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

11番委員、引続きお願いしてもよろしいでしょうか。

(11番委員)

分かりました。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

それでは、総社市都市計画審議会委員として11番委員を推薦することとしてよろしいでしょうか。また、任期につきましては、令和2年7月19日までとすることとしてよろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしということで、11番委員を推薦することといたしました。また、任期につきましては、令和2年7月19日までといたします。

他に委員の方から、ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務連絡】

(主任)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(主査)

【農地パトロールの実施方法等について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さん、ご苦労様でした。

空が曇ってきており、雨が降りそうな状態ではありますが、田植えの真最中で忙しい中ではなかろうかと思います。

体には十分に気を付けていただき、農作業に励んでいただきたいと思います。

本日は、ご苦労様でした。

閉会 午後3時1分